ASBJ

第 540 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(1)-7
日付	2025 年 2 月 3 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 539 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 539 回企業会計基準委員会（2025 年 1 月 21 日開催）において、ステップ 6 に関して、ステップ 4 のオプションの定めに関する検討及び開示の定めの取入れ方に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 4 のオプションの定めに関する検討についての意見）

ステップ 4 のオプションを記載する区分の名称についての意見

2. ステップ 4 のオプションを記載する区分名称を「簡素化された予想信用損失の算定方法」とする事務局提案に賛成する。

3. リスク管理が高度化したことにより、当初ステップ 4 のオプションを採用していた企業がステップ 2 の取扱いへの移行を検討する場合に、会計方針の変更の合理性及び適時性が厳しく運用されることにより、ステップ 2 の取扱いへの移行が妨げられることが懸念される。この点については、ステップ 4 のオプションを記載する区分名称において考慮されていると考えるものの、今後の基準開発においても引き続き配慮して頂きたい。

4. 「簡素化された予想信用損失の算定方法」という名称について、「簡便的な」という表現の方がよいと考える。また、「有用」というニュアンスを加えることも考えられる。

オプション B-1 についての意見

5. 正常先、要注意先等の旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称は、実務において広く浸透していることを踏まえ、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いた上で、債務者区分の定義を会計基準において定める方がよいと考える。

6. 金融機関においては、例えば格付 1 から格付 10 などと、格付に数字を用いて与信判断を行っている。この点、格付を纏めた債務者区分においても、数字を用いた名称とした場合、理解が難しくなることが想定される。また、数字を用いた債務者区分の名称では、それぞれの債務者区分の信用状態が名称から直接的に伝わらないことが懸念される。これ

らの点から、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いた方がよいと考える。

7. ステップ 4 のオプションにおける基準開発の目的に実務負担に配慮した会計基準を目指すという点が含まれていることを踏まえれば、実務に定着している旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を新たに定義して用いる方が理解しやすいと考える。

8. 銀行を分析しているアナリスト等の財務諸表利用者も、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いて銀行とコミュニケーションを取っているため、異なる債務者区分の名称を用いた場合、財務諸表利用者にも混乱が生じることが懸念される。また、債権の分類においても数字が用いられており、債務者区分の名称に数字を用いた場合、債権の分類との区別が紛らわしくなることが懸念される。これらの点から、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いた方がよいと考える。

9. オプション B-1 においては、債権単位での信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定において債務者区分を利用するため、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分とは用いられる場面が異なる。また、旧金融検査マニュアルの正常先の定義をそのまま取り入れた場合に、正常先における 3 区分の定義及び名称とコンフリクトが生じる可能性がある。これらの懸念はあるものの、関係者の納得感の観点から、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いてもよいと考える。

10. 現状の実務で用いられている債務者区分に異なる名称を付すことは会計基準の理解が難しくなるため、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いるニーズは理解できる。一方、債権単位で SICR を判定することが原則であり、債務者区分を活用するのは簡素化された方法であるため、旧金融検査マニュアルを引用する形で旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いることがよいと考える。また、審議事項(2)-2 第 30 項の表においては、正常先を 3 つに分けることで SICR の概念を含めているものの、債務者区分と SICR は異なる概念であることから、これらは分けて管理した方がよいと考える。

11. 旧金融検査マニュアルにおいては、要管理先を定義したうえで、それ以外の要注意先をその他要注意先として定義している。この点、その他要注意先が要管理先の上に記載されていることには違和感があるため、会計基準で定義する際に工夫の余地がないか検討して頂きたい。

オプション B-2 及びオプション B-3 についての意見

12. オプション B-2 及びオプション B-3 についての事務局提案に同意する。

（開示の定めの取入れ方に関する検討についての意見）

開示目的についての意見

13. 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）において全般的な開示目的を定め、新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）において信用リスクに関する開示目的を定める事務局提案に同意する。

14. 財務諸表利用者の観点から、金融商品会計基準のハイレベルな開示目的のみでは必要な情報が開示されることとなるか不安があるものの、新適用指針で信用リスクに関する開示目的を定めることにより、必要な情報を得られる安心感が増すため、開示目的の定め方に関する事務局提案に同意する。

15. 金融商品会計基準と新適用指針との 2 段階で開示目的を定めるという点は、これまでの基準では用いられていなかった方法であるため、2 つの開示目的をどのように適用するかという点は、結論の背景等で補足した方がよいと考える。

16. 新適用指針への定めの取入れイメージの「企業の事業目的に照らした金融資産の重要性を踏まえ」という点は、金融機関と一般事業会社では、信用リスクの重要性が大きく異なるため、事務局提案に同意する。

17. 新適用指針への定めの取入れイメージの「信用リスクの著しい変動を財務諸表に適時に反映している」という部分について、開示目的を限定し過ぎていることから、必要な開示がこの開示目的に照らすと不要と判断される懸念があると考える。

    この点、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）第 35B 項の(a)から(c)を取り込んだうえで、信用リスクに関する開示目的は、IFRS 第 7 号第 35B 項の柱書の表現を用いることを提案する。

18. 財務諸表利用者の観点では、信用リスクの著しい変動の財務諸表への適時の反映が担保されてほしいため、新適用指針への定めの取入れイメージの「信用リスクの著しい変動を財務諸表に適時に反映している」という部分に同意する。一方、適時性のみで十分なのかという懸念はあるため、「適時適切に」等の表現とすることも検討して頂きたい。

19. 信用リスク以外に関する開示目的を新たに定めることはしないとする点も含め、開示目的に関する事務局提案に同意する。

IFRS 第 7 号第 35B 項の取入れについての意見

20. 審議事項(2)-3 第 36 項の「貸倒引当金」という用語を「予想信用損失」に置き換える点は、開示についての定めに関しては事務局提案に賛成する。一方、貸借対照表における

「貸倒引当金」という表示を「予想信用損失」という表示に置き換えるかどうかについては、別途検討が必要と考える。

以　上